

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 局長 | 課長 | 技監 | 班長 | 課員 | 担当 |
| 〃  |    |    |    |    |    |

電話・口頭記録

|      |   |
|------|---|
| 日時   | 平成22年11月11日(木) 10時00分～11時30分  |
| 打合者  | 東部農林事務所 [ ]<br>森林計画課 [ ]  |
| 施行場所 | 熱海市伊豆山(赤井谷)ほか   |
| 要件   | [ ]及び[ ]の現状及び関係機関との調整結果について   |
| 内容   | <p>熱海市内の伊豆山地区、上多賀地区にて開発行為を行っている [ ]の対応をめぐり、11月10日に熱海市、熱海健福C、熱海土木、東部農林にて、協議が行われたので、報告を受けた。</p> <p>熱海市としては、県と連携と協調をとりながら、これらの事案の指導をしていきたいとのことである。</p> <p>森林法における【伐採届】と【林地開発許可】での指導方法の課題と対応(案)を整理した。</p> <p>&lt;伊豆山地区&gt;</p> <p>①林地開発許可地(関係法令:都計法の開発許可、風致条例)</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [ ]による開発は、現在中断(放置)している。</li> <li>・ 会社自体の実態が消滅しているようである。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可地での防災施設の設置、掘削勾配など違法状態(放置状態)の解消と安全の確保</li> </ul> <p>【対応(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者である [ ]の実態の把握と指導</li> <li>・ 承継をするかもしれない [ ]の意思と手続きの確認</li> <li>・ [ ]の是正命令と許可取消し(撤回)の検討</li> </ul> <p>(裏面へ)</p> |

②赤井谷での残土処理（関係手続き：伐採届、土採取条例）

【現状】

- ・ [ ] と [ ] による残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を済ませただけとなっていた。しかし、熱海市の判断で、事業者に期間をズルズルと引き伸ばされ、残土の搬入が継続されることを防ぐため、許認可期間をもって完了扱いとしている。
- ・ しかし、ここに別会社である [ ] が無許可で残土を搬入している。 [ ] は、 [ ] の下請けを行っている登記上別会社（実質は一体会社）であり、 [ ] の不払い分の資金を [ ] の所有地への残土処理を行うことで回収するのだと話している。
- ・ なお、（ [ ] 開発地） + （ [ ] 開発地） > 1haとなっている。
- ・ [ ] が施工地近隣に放置（事業者の主張では仮置き）している「コンクリート殻」については、変化無し。・（廃掃法対応困難：規模、悪質性から）

【課題】

- ・ [ ] による違法な残土処理への対応
- ・ [ ] と [ ] の関係の確認による林地開発許可の必要性の把握

【対応（案）】

- ・ [ ] の搬入した土砂の撤去を指導する
- ・ 撤去後、法律に則った手続きを指導する（土採取条例にて防災施設を指導）
- ・ 他県などに所有者が同一の土地内で複数の事業者が行為を行う場合の一体性の判断について確認をする。（土地所有者の一体性をもって判断できるかどうか）

内 容

③道路開設と残土処理（該当すると思われる法令：伐採届、土採取条例、風致条例）

【現状】

- ・ [ ] は、所有地内を通過し、市道と開発地を連絡する道路開設を計画している。
- ・ 林地開発許可を避け、伐採届の範囲内での施工を考えている。
- ・ 実際の行為者（申請者）はまだ決まっていない。

【課題】

- ・ 伐採届にて既に行っている開發行爲との「一体性」による林地開発許可行為と見なせるかどうか。

【対応（案）】

- ・ 道路開設による残土を赤井谷に搬出する計画であるようなので、道路改変面積 + 残土処理改変面積が 1ha を超えないかを確認する。
- ・ 他県などに所有者が同一の土地内で複数の事業者が行為を行う場合の一体性の判断について確認をする。（土地所有者の一体性をもって判断できるかどうか）
- ・ 幅員等が届出どおり施工されているか現地確認を実施する。

<上多賀地区>（伐採届、土採取条例）

【現状】道路の開設が進行中。

【課題】土採取条例による防災施設等の指導の徹底

※大半が農地であり、森林法における対応はほとんどする部分がない。